

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第一一八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民の国外犯処罰の導入

外国公務員等に対する不正の利益の供与等について、日本国内で行った場合に加え、新たに、日本国民が国外において行った場合についても処罰の対象とする。

二、施行期日

この法律は、平成十七年一月一日から施行する。